

近代家族と結婚についての考察

荒木 絹子

I はじめに

ゼミ論文を書くことになったとき、まず心に浮かんだのは「結婚・離婚」についてなにか調べてみたい、ということだった。自分自身が成人し、その意志さえあれば自由に結婚できる権利を手にしたことも、多少は関係しているが、「晩婚化」や「不倫」など、私が子供の頃からなんとなく想像していた「結婚」というものと、現在目の前にある事柄が、かけ離れたもののように思え、その間にある何かについて知りたいと思ったからである。自分はどんな結婚をするのか、そもそも結婚するのか、どのような家族をつくるのか、といった些細な疑問から、始まった研究であったが、さまざまな本を読んだり、身近の既婚者から話を聞いたりしているうちに、私の興味は、結婚だけでなく、家族にまで広がっていった。

前回の発表では、近代・現代の結婚について、ほんの少し触れることしかできなかったが、今回は、古代からの家族のかたち、「イエ」について、近代の家族、変わってゆく結婚のかたちなどのことについて、様々な方面からの意見を整理し、これからの卒業研究に向けて、課題を発見したい。

II 家族とはなにか

ここでは、これまでになされた家族の定義について、整理してみたい。

・マードック…「核家族 (nuclear family) が人間社会における普遍的な社会集団」と規定。(Murdock, G. P. "Social Structure") 彼は、「①性、②生殖、③教育(社会化)、④経済(消費)」といった機能を措定し、「居住の共同、経済的な協働、生殖によって特徴づけられた集団」と家族を規定した。

・清水 盛光…家族の①成員間の親近性、②生活の共同性、③その(②の)日常性、の3点は、家族の概念規定に際して欠くことのできない要素であるとした。(清水 盛光 『家族』, 1953)

・森岡 清美ほか…家族は「夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な成員とし、成員相互の深い感情的関わりあいによって結ばれた、第一次的な福祉志向の集団」といった概念が、家族社会学の中では一般的。(森岡 清美他 『新しい家族社会学』)

・天沼 香…(戦前の日本の家族)親子関係に基礎を置く、直系重視の家族で、家の存続のために、①性、②生殖、③教育(社会化)、④経済(消費)の機能が付与された制度的集団。(戦後)夫婦関係に基礎を置く、核家族や三世代家族等で、上記①～④の機能を持ちながら、それらを減殺させつつあるけれども、相互の扶助と情緒的親和性をもって個々の成員の精神安定に寄与する集団。(天沼 香 『家族』)

・山田 昌弘…家族を定義する試みは、日常用語と操作的定義(学術用語)の間でジレンマに立たされるとし、「民主的な家族とか、近代化された家族といったような価値を含んだ意味を持たない」言葉として「家族」を使用。(山田 昌弘 『近代家族のゆくえ』)

・上野 千鶴子…文化の多様性の前に、「家族」の通文化的な定義は放棄されているとし、家族を構成する2つのレベル、現実と意識のうち、家族を成立させている意識を「ファミリー・アイデンティティ(family identity)」と呼び、この概念を使用してさまざまなズレを記述。(上野 千鶴子 『近代家族の成立と終焉』)

III 前近代の家族

ここでは、天沼 香 『近代家族』を参考に、前近代の家族についての仮説をいくつか挙げ、それを参考に前近代の日本における家族の姿と、その変遷を見ていこうと思う。

モルガン(Morgan, L. H.)は、『古代社会』のなかで、人類の発達段階における最初期の野蛮な時期においては、人類は群を成して生活を営んでおり、その中での性的関係はカオスの状態だったという仮説、「原始乱婚制(promiscuity)」仮説を立てた。この仮説設定には、1861年にバッハオーフェン(Bachofen, J. J.)が唱えた「母権論」が大きく影響している。モルガンは、「原始乱婚制」の証拠として、一定限の範囲内で男女が集団的に交わる血族婚家族(consanguine family)の存在等を挙げている。この婚姻のあり方から推測するならば、その前段階として、無制限的な男女の交わりを基礎とした群の存在が想定できるとするのである。このような乱婚状態では、子にとって、群にとって、父親は特定できず、母親のみが明確に存在する。そこには母系制的な母親と子との関係は想定し得ても、一对の男女とその明確な子ども(たち)から成る家族の存在は想定できない。こうしたモルガンの「原始乱婚制」仮説を、人類の発展段階説の中に明確に組み入れて説いたのが、エンゲルス(Engels, F.)である。エンゲルスは、『家族・私有財産・国家の起源』の中で、「かくて動物から人間への移行に最も好都合な条件は、雄の嫉妬心の全く見出されない無規律な性交、即ち原始雑婚の状態である…」と述べ、「嫉妬心」をひとつのキーワードにしなが、原始人は家族的紐帯とは相対立する群団のなかで生活していた、とした。

また他にも、19世紀後半から20世紀初頭にかけては、現実の未開民族の性にまつわる生活慣習、行動様式(集団婚、一夫多妻、一妻多夫、初夜権の存在等)を原始乱婚制のなごりと捉えるような所説や、結婚・婚姻といった意味を有する語彙や実際の婚姻儀礼を持たない部族の存在をもって乱婚制を推定する所説などが盛行していた。こうして一時期においては、「原始乱婚制」説は、仮説の域を越えて、史実のように認識されてしまいそうなほど広く流布した。

これに反論を加えたのがウェスターマーク(Westermarck, E.)である。彼は、原始民族や未開民族の風俗習慣や、通過儀礼のあり方等々で、さまざまな例が乱婚制と結びつけられ、論じられていたこと自体を批判した。

その後マードックが登場し、「核家族は人類の普遍的な社会集団である」と断ずるに及んで、「原始乱婚制」説は完全に、下火となる。

高群 逸枝は、原始乱婚の時代と嫁取婚(娶嫁婚)の時代の間、婿取婚(招婿婚)の時代を

措定した。彼女は招婿婚と娶嫁婚とを時系列で配置し、それぞれを異なる婚姻形態として捉え、よばい婚→招婿婚(妻問婚→前婿取婚→純婿取婚→経営所婿取婚→擬制婿取婚と細分した。

IV 前近代の日本の家族と結婚

では、日本の原始社会では、家族はどんな形態をとっていたのだろうか。男女関係について語ることができるのは、せいぜい縄文時代以降ということになるだろう。この時期は大きくは、「早・前・中・後・晩」の5期に区分され、早期は紀元前数千年から始まっている。人々は土器を作り、竪穴住居に住んでいた。戸数は、10戸未満だった。これが、前、中、後期と徐々に大規模化し、後期には相当大規模な集落も出現した。縄文のいずれかの時代に農耕が始まったことは事実だが、しかしまだ縄文人の主たる生業は、狩猟採取だった。したがって食物の大量の備蓄などはまだ可能でなく、人々は毎日の暮らしに窮々としていた。このような状況下では、貧富の差などは生じようもなく、人々は共に働き、平等に分配していただろう。いわゆる原始共産制社会である。

弥生時代は、紀元をはさむ前後各300年程度の期間の時代である。この間に、日本では水田稲作農耕が主たる生業となり、それにとまって食料の備蓄が可能になった。縄文時代と比べると、人々の生活には余裕が生じ、それとともに貧富の差、階級の差が生じることになる。移動を余儀なくされた生活から、定住生活へと移行する。

また、原始共産制社会から、階級社会への移行が見られる。魏志倭人伝の記述から、邪馬台国、卑弥呼の存在を知ることが出来るが、248年頃、彼女の死に際しては約100名が人身御供となり、大規模な墓が造成されたという。既に、国家の原初的形態が成立し、まつりごとに関して強大な権限を持つ支配者が存在していたといえるだろう。祭政一致のもとでは、巫俗、呪術と不可分の女性の力はまだ侮れないものではあった。けれども、生産力の増大にとまって、貧富の差、支配・被支配の関係が生じたこの時代は、私有財産の観念が人間の社会へ入り込み、その富や社会的地位、権威、権力を世襲的に明確に自らの子孫に継承させるために、家族が発生した時代でもあった。すなわち「元始、女性は太陽であった」時代から、生産において男性の力が増大し、私有財産という観念や家族の成立と相まって、女性の社会的地位が下降線を辿る端緒となったのが、この時代といえるのである。

紀元後300年初頭から日本は古墳時代に入る。弥生時代から古墳時代への移行は、端的には、畿内とその西に隣接する地域に、大古墳＝前方後円墳が造られ始めたことをもって、一つの指標とすることができる。大和朝廷がその支配圏を拡大していく時期であり、645年の大化の改新まで続くが、後期に入ると、外来文化の影響で、日本の社会も大きく変わっていく。538年には、百済の聖明王によって仏像、経典がもたらされ、600年には遣隋使、630年には遣唐使が派遣され、中国文明の受容によって、支配層の文化は飛躍的な向上をみる。けれどもそうしたなかで、儒教的な「長幼の序」、「男尊女卑」の考え方が日本にもたらされ、その中でも「夫唱婦随」というキーワードが、日本の夫婦関係にも影を落とすようになっていった。

大和朝廷のもと、有力豪族が競い合うなかで、氏・姓(うじ・かばね)は、各氏のアイデンティティと権威の象徴として重要な意味をもっていた。その状況を転換し、官僚機構を整備し、公私を厳別して、天皇親政的な政権をつくらうとした先駆者は、聖徳太子であった。その後、中大兄皇子、中臣鎌足らが、大化の改新によって蘇我氏を滅ぼし、律令国家体制を構築していく。公地公民の

原則のもと、班伝收受や税の収公の実を挙げるための戸籍作成などの業務が進行した。個々の民が、戸籍を通じて国家の管理下に置かれることになったのである。

大化の改新以降、女性の立場を弱めるための法令が次々と出されていった。648年には既に子の氏姓が母方から父方へ転換される等、父系をもって家が継承されるべきことが布告されている。701年、大宝律令が完成すると、その傾向には拍車がかかった。根底にあったのは、中国から伝来した儒教の男尊女卑思想である。

こうしたなかで、8代の女性天皇が輩出されたが、これは当時の性的おおらかさや父系を主とした近親結婚のゆえであった。このような天皇家における近親結婚は、結果として天皇親政体制の確立、天皇家の他氏族からは隔絶した立場「万世一系の皇統」の確立に大きく貢献した。天皇家の権威が確立した段階で、女性天皇の登場はなくなるが、そのころには新興勢力として、藤原氏が台頭してくる。やがて藤原氏は、自らの娘を天皇の後、ないしは皇太子妃とし、子どもを生まれ、やがてその子を天皇の地位につけ、その外戚として権力を握るというパターンを確立する。こうした政略結婚は、やがて支配層の女性が一層子どもを生む道具視され、その立場を弱めていく表徴になっていく。

他方、一般庶民は、竪穴住居と同様の素朴な住居に、夫婦・親子等の数人が住み、共同生活をし、共同労働に従事するという生活を送っていた。そうした家が数戸集まってより広範な共同労働の単位となり、さらにそれがいくつかが集まって里(郷)を形成していた。庶民に与えられる口分田は、男2反に対して女はその3分の2と差別されていたが、庶民層においては、男女ともに労働に従事、生産に寄与していたし、家事全般に加えて養蚕、織布、その他農耕以外の作業に関しては女性の貢献度の方がむしろ高かった可能性があり、また防人として九州へ行くことを余儀なくされた夫の留守中、家を気丈に守った妻なども多かった。

子どもを生む道具になりつつあった貴族階級の女性に比べて、庶民層の女性の家における立場はまだまだ強かったようである。しかも庶民は、男尊女卑の思想をもたらした外来宗教、儒教の呪縛からも自由だったのである。

人口増加に口分田が追いつかず、723年に三世一身法、743年に墾田永年私財法が施行されて以降、急増した荘園は、平安時代中期から後期にかけて最盛期を迎える。古代公家政権は、自らの存立基盤である律令制を自ら踏みじるという矛盾をおかし、人民を掌握することを不可能にしていった。そこに、武士という存在が顕著化しはじめる。やがて彼らが政治の実権を握るようになり、古代公家政権から中世武家政権への橋渡し政権ともいうべき短い平氏の栄華の時期を経て、鎌倉幕府が開かれる。その間、巴御前、北条政子など、政治の場において女性の活躍がみられる。これは、中世初期には女性にも所領が与えられ、相続権も認められていたということと無関係ではないだろう。公家よりはずっと庶民に近い存在だった武士たちの生活のなかで、公家社会よりも女性の立場が強く、権利が認められていたのは当然のことだった。しかし、武家が支配層としての地位を固めていく中で、女性の権利は縮小され、その地位は低下させられていく。

13世紀後半になると、御家人たちの所領は、女子にも分与する分割相続のために細分化されすぎ、彼らの生活の困窮化に拍車をかけていた。所領を質入れするような御家人が出現するようになると、鎌倉幕府の中心的なしくみである「御恩・奉公」が意味をなさなくなる。幕府は御家人救済のために徳政令等の対策を講じるが状況は変わらず、鎌倉時代末期になると、これまでの分割相続にかわって、単独相続が一般化する。親の所領は長子が単独相続するのが当たり前(長子=嫡男=惣領)になり、次子以下は、親の全財産を相続した長子に従属することを余儀なくさせら

れる。ここに女子は財産分与の権利を喪失し、家内外における立場は極端に低下する。武家が生産から遠ざかれば、女性の労働力としての価値は減殺される。女性が自らが生をうけた家族の家に居続けることは、家族にとっては経済的負担になる。そこで、家の意志つまり惣領の意志のままに、女性は自らの家に有益であろう他家との縁組みに利用される存在となる。

この時期において惣領が全財産を受け継ぎ、女子は他家へと嫁がされるのが一般的となっていったのである。

室町時代から、下克上が日常茶飯事の戦国時代へと移行するなかで、戦国武将たちは婚姻を戦略として利用し、政略結婚によって地歩を固めたり、勢力を拡大していった。この時代の多くの上流武家の女たちは、「家」に従属し、自らの意志とは無関係に政略結婚の道具とされ、「家」と運命を共にしたといえる。

群雄割拠の戦国時代から、過渡的な織田・豊臣政権を経て江戸時代を迎える。この時代には社会の安定を背景に、農業生産力が増大し、それに伴って余剰生産物ができ、これが商品経済、流通経済を促進させることになった。この事実は、武士が都市に住まわされるようになったことを含めて、封建経済体制の根幹を成す自給自足の原則が崩れ始めたことを意味する。つまり経済的観点から見た江戸時代は、既に崩壊しかかった封建社会といえるのである。それだけに徳川政権は、厳しい身分制度を採用する必要があった。このため不可触の両極端を挟んで、士農工商の身分が設定され、武家諸法度等が発せられることとなる。しかし、世襲制がしかれ、階級間移動が難しくなり、身分の上昇など望むべくもなくなった社会にあつては、人々は経済的利益を得ることや、享樂的な生活を志向しがちになる。お家断絶、家名断絶をおそれた武家の家長は、男子の誕生のため、妾を持ち、上方の豪商たちは好色にふけた。江戸期の安逸のなかで、「家」の存続と「好色」の風潮とは表裏一体の関係を構築していたといっても過言ではないだろう。武士階層や富裕な町人層等においては、制度としての「家」が重視された。それに対して農漁村などの庶民層においては、集団としての家族が重視された。

百姓たちは、太閤検地およびそれを引き継いだ徳川幕藩体制下の検地により、最大限に土地に縛りつけられ、家の人員を明確にされた。彼らは前代まで以上に、老若男女に関わりなく一家総出で働かざるを得ない状況下におかれる。

江戸時代は、儒学の盛行した時期であった。男尊女卑、夫唱婦随、三従の教え等々が、武家の女たちに押しつけられた。武家の女たちのみならず、町家の女たちも、女はその性、陰であり、男に従うことが天性であるといったことをたたきこまれた。こうした儒教思想の影響が少なかった分だけ、農民の家族成員たちは、女を蔑む思考の呪縛からは自由だった。第一、貧しい農民たちには存続を考慮すべき「家」も家名も、苗字さえもなかったのである。

近代以降(法制的には1898年の明治民法施行以降)、前近代においては支配層たる武士の家族や上層の「家」にのみ適用されていた家父長制家族制度が、被支配階級の人々家にも適用されるようになる。前近代を通じて、庶民層の家族においては、成員の支配・被支配、上下の関係は、それほど厳しいものではなかった。ところが近代に入って、一般庶民にも、家父長制家族制度が押しつけられていったことによって、庶民層も「家」を構築し、「家」内の人間関係において上下関係を規定していかざるをえなくなった。庶民にも「苗字」を名乗ることを許したのも、「四民平等」の一環というより、「家」の永続の観念を人々に浸透させるためであろう。

明治新政府は、1870年には新律綱領を、また1973年には改定律例を発した。この綱領は、夫は妻の一等親、妻は夫の二等親と規定するなど、近代法と呼べるものではなかった。しかし政

府は、広範な階層から支持を得るため、様々な改革を行っていった。1871年7月廃藩置県の詔書を出し、翌8月には華士族と平民との婚姻を認めることとした。また、非人といった身分の呼称も廃止した。1873年2月、キリシタン禁制を解き、これに従って翌3月には、邦人の外国人との婚姻も許可する。また5月には、妻の側からの離婚請求の権利を認める。このように、一般庶民は、明治に入ってから「家」関連の事柄についても、少しではあるが、解放されたといえる。

けれども全般的には、日本の近代は、一般庶民の愛や性を規制していった。「家」の存続を重視し、その延長線上に天皇を父とし、臣民を子とする近代天皇制国家の体制と秩序を確立し、維持するという観点からすると、自由な愛や性は危険分子と見なされるからである。貞操観念などが、庶民の女たちにも求められるようになったことも、このことを顕著に表している。前近代、支配階級の男たちは、女性を確実に自分だけのものにしておくために、貞操を強要した。それが近代以降、一般庶民の女たちにも押しつけられるようになっていったことは、家父長制家族制度が一般庶民の家族にまで適用されていったことを明確に示している。

明治時代の後期には、教育勅語、明治民法によって、国家に関しては家族国家、個々の「家」に関しては家父長制家族、という国と家族という全く異質の存在を結びつける理念が完成した。この理念は、国家権力による官製イデオロギーとして、様々な機会を通じて一般庶民の間に徹底させられていった。学校行事の際の教育勅語唱和などが、その最たる機会であり、効果は絶大であった。

大正期は、近代日本史上、比較的民主主義的雰囲気は横溢した時代である。明治後期の国家主義、昭和前期の軍国主義に挟まれた、短い「民本主義」の時代だったといえよう。この時期は、また日本において都市化が急速に進展した時代でもある。これは、弥生時代以降、日本人の主たる生業であった水田稲作農耕およびそれに伴う生活様式、民俗文化の衰退が本格化し始めたことを意味していた。都市化にともなって、農村人口は減少し、都市に吸収された無産労働者は、搾取される。搾取に苦しむ労働者たちは争議を起こし、この影響は農村にも及ぶ。こうした流れのなかで、ムラ共同体の崩壊が進行する。こうした事態の進行は、一国を一家になぞらえ、忠孝を一体化させて、人々を近代天皇制「家族」国家に従順な臣民に仕立て上げようとしていた支配層にとって、歓迎できるものではなかった。政府は、民法改正、学制改革等を通して、家父長制家族制度の再編強化を行った。この民法改正案は、明確に戸主の権限を弱めるなど、明治民法の内容をわずかばかりではあるが民主化したものであった。

日本は、1931年の「満州事変」以降、軍部主導のもと一五年戦争にのめりこんでいく。この時期大日本帝国政府および軍部は、戦争完遂のために、ありとあらゆる組織、集団をがんじがらめにして戦争目的のために奉仕させようとしていた。「家」という制度、家族という集団、家庭という場も例外ではなかった。これらが国家目的に沿った動きをするように、隣組による相互監視体制は強化された。「産めよ殖やせよ」の標語は、各家庭に向けて物理的な子ども作りを強く奨励した。国家総動員運動は、家庭と学校とに浸透することで効果を上げていった。1930年代末期に、国家総動員法とともに誕生した国家総動員運動に先だって、家庭婦人と皇室と戦争とを強く結びつけたのは、大日本国防婦人会である。同会が組織を拡大させるのに、「一家に一人」「国防は台所から」という標語を用いたことは、ここでも「家」が重要な意味合いを持っていたことを示している。

国家を家族に見立てて、兵士として出征した男(夫)たちの銃後を守り、しっかりと家(国)の戸締まりをするのは女(妻)たちの役割とした認識は、政府や軍部にとって非常に都合のいいもので

あった。

V 近代化族と結婚

ここからは、山田 昌弘「結婚の社会学」、「近代家族のゆくえ」を参考に、日本の家族と結婚が、戦後から現在に至るまでにどのような形をとってきたのか、またその問題点は何かについてまとめてみようと思う。

終戦後、日本の経済は戦後復興期を経て、1955年頃高度経済成長期に入り、1973年のオイルショックをきっかけにして、低成長に転じる。

社会が近代化される前、いわゆる「身分」によって職業や階層が固定化されていた時代には、結婚は、原則として同一の身分、階層の中で行われた。特に、伝統的日本社会のように、長子が家長となり家の財産を継ぎ、娘は結婚して夫の家にはいるという「嫁取婚」が行われていた社会では、身分が上の家の娘が、身分が下の家の息子と結婚することは避けられていた。それに対して、身分の下の家の娘が、身分の上の家の息子と結婚することは、問題とされることは少なかった。

ここには、妻が夫の家に入る「嫁取婚」を原則とする社会では、女性にとっての結婚が、「生まれ変わり」の意味を持つことを表している。そのため、女性はよりよく生まれ変わるために、自分の父と同等以上の家の男性と結婚する。それに対して男性は、結婚によって身分、階層、職業などは変わらない。このような結婚制度を「ハイパーガミー(女性の上昇婚)」という。経済が停滞し、身分が固定化されている伝統社会では、未婚率は高い。適当な結婚相手に恵まれず、そのまま父や兄弟の世話になって一生を過ごす身分の高い娘も存在しただろうし、また使用人や次三男など、嫁をもらう経済力がなく、一生独身のまま過ごす身分が低い男性も珍しくなかった。

社会が近代化され、職業の世襲が原則としてなくなり、経済が成長経済へと移行すると、男性には「階層上昇」のチャンスがでてくる。特に、第二次大戦後の高度経済成長期は、自力で階層を上昇させるための条件に恵まれていた時期であった。終戦直後、戦死による男性不足から、一時的に女性の結婚難が見られたが、高度成長期には、男女とも早婚かつ皆婚という状況が出現する。高度経済成長は、世代間の階級上昇をもたらした。息子が、父親よりもよい条件の職に就くことができたのである。女性の立場から見ると、自分の父親よりも経済力がつきそうな若い男性が、大量供給されていたことになる。都会の若者と結婚すれば、母親よりよい生活ができる。サラリーマン化した若者も、結婚さえすれば、家事や育児を妻に任せ、高度成長期の中、生活向上を目指して働くことができる。これが皆婚、早婚が成立する条件である。つまり戦後の高度経済成長期は、結婚に関してはきわめて安定した社会だったのである。

また、経済の高度成長期は、学歴的にも高度成長期であったことも、結婚相手が見つかりやすい理由のひとつであった。息子が父親よりも高い学歴を持つようになり、また娘よりも優先的に親からの教育投資を受けることが出来た。そのため進学率の上昇は、まず男性からはじまり、女性が追いつくというパターンになった。女性にとって、自分より上の学歴を持つ男性は、容易に見つかったのである。

1973年のオイルショックによって高度経済成長は終わり、1974年にはマイナス成長を記録し

た。日本経済は、低成長期に入る。産業の構造転換をせまられ、バブル期を経た現在、経済は停滞し、戦後経済体制の見直しが叫ばれるようになった。

家族に対する指標も、この時期を境に明らかに変化を見せている。1975年頃に専業主婦率が最高になった後、既婚女性の労働力率が上昇し始める。共働きの増大である。非嫡出子率が最低になり、その後未婚の母が増加する。初婚年齢の上昇が始まるのもこの時期である。1975年という年は、戦後の家族システムに転換期が訪れたことを示す変極点といえるのではないだろうか。

現在、問題とされている「結婚難」について、この経済の低成長が、大きく関わっているのである。経済が低成長に転じると、息子が父親を経済力で上回る機会が少なくなる。女性は、よりよい「生まれ変わり」のため、父親以上の経済力がつきそうな男性を、みつけないければならない。低成長により、その可能性は小さくなっていく。専業主婦はあこがれからあたりまえのことになり、少子化の影響もあって女性自身が高学歴を持つようになる。女性の高学歴化は、女性を、自分と自分の父親以上の学歴を持つ男性を見つけなければよりよい「生まれ変わり」ができないという状況に追いつめる。また、バブルの崩壊が、女性の夫選びをより一層困難なものにした、と山田は主張する。

また、この時代に始まる男女交際のあり方の変化も、現在の結婚難に影響を与えたといえるのではないかとする。

戦後の恋愛イデオロギー(恋愛したら結婚をして当然、というイデオロギー)の普及によって、結婚に結びつかない恋愛が制限されるようになった。このため本当の恋愛は結婚を前提としたもの、結婚に結びつかない男女交際は遊びだ、という価値観が普及する。恋愛したら、条件が整い次第即結婚という意識が、この当時結年年齢が低かった要因のひとつといえるのではないだろうか。

また、高度経済成長によって子どもの親に対する経済的な依存が長期化し、また専業主婦の増大から、子どもは母親からの管理を長く受けるようになる。このように恋愛をするための自由は、親によって制限され、子どもも経済的に依存しているため、それに従わざるを得ない。異性と知り合う場も、現在に比べて少なかったのである。

高度経済成長期に恋愛イデオロギーが普及し、また男女の交際の場が制限されたことによって、結婚が早まったといえるだろう。

では現在の「晩婚化」は、なぜ起こったのか。山田はいくつかの代表的な原因を挙げている。①女性の社会進出②青年の意識の変化により、私生活領域(恋愛)にエネルギーが注がれるようになった③青少年の経済的余裕の発生④都市社会の成熟に伴う匿名性確保の手段の発達。これらの相乗効果によって男女交際は活発化し、それが結婚難をもたらす、と山田は説明する。

まず、恋愛が自由化され、男女交際が増加しても、恋愛と結婚が分離しているので、結婚に結びつかず、結婚が増えなくなった。

男女が知り合う機会が増え、男女とも異性の評価の目にさらされながら成長する。すると、「好かれる人」、「もてる人」が一部の人に集中するという事態が発生する。男女交際相手が増えると、そして魅力の基準が多様化すると、自分の一番好きな人とつきあえる確率は、どんどん小さくなっていくのである。1970年代なら、このような事態が生じて、もてる人はもてる人同士で結婚し、残りの人にチャンスがあった。しかし、現在もてる人はなかなか結婚しないし、結婚してももてる人は好かれるのである。

そして、異性と知り合う機会が無限に広がれば広がるほど、自分に合う異性が、きっとどこかに

はいるにちがいないという「もっといい人がいるかもしれないシンドローム」(山田)に陥っていく。

これらの原因によって、現代の「晩婚化」は、ある程度説明がつくといえるのではないだろうか。

VI おわりに

なかなか思うようなゼミ論文にはならなかったが、これから卒業研究への課題は、見つけることが出来たように思う。

結婚、家族という形のないものについて、人々がどのように考え、行動しているかについて、インタビューなどを用いて、研究していけたらと思っている。

参考文献

天沼 香, 1997 『日本史小百科—近代— 家族』 東京堂出版

石坂 晴海, 1997 『なぜ結婚でなくちゃいけないの』 マガジンハウス

森岡 清美他, 1963 『新しい家族社会学』 培風館

Murdock, G. P., 1949 "Social Structure" McMilan

落合 恵美子, 1994 『21世紀家族へ』 有斐閣選書

清水 盛光, 1953 『家族』 岩波書店

高群 逸枝, 1953 『招婿婚の研究』 講談社

上野 千鶴子, 1995 『近代家族の成立と終焉』 岩波書店

内田 春菊, 1995 『内田春菊の悪女な奥さん』 メディアファクトリー

山田 昌弘, 1996 『結婚の社会学』 丸善ライブラリー
1994 『近代家族のゆくえ』 新曜社

エスノメソロジーとその周辺

—平成9年度徳島大学総合科学部榎田ゼミナール ゼミ論集—

1998年3月3日発行

編集・発行 徳島大学総合科学部 榎田 美雄

〒770-8502

徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地

☎ (0886) - 56 - 9308 (榎田研究室)